

# 志太ハムクラブ会則

## 第1章 総則

第1条（名前） 本会は、志太ハムクラブと称する。略称をYMLとする。

第2条（本拠地） 本会は、事務局をクラブシャックにおき、JARL登録クラブの連絡先を代表宅とする。

## 第2章 目的及び事業

第3条（目的） 本会は営利を目的とせず、アマチュア無線の健全なる発展を図り会員相互の友好、他クラブとの親睦を深め、併せて、無線科学の向上と発展に寄与する事を目的とする。

第4条（事業） 本会は前条の目的を達成する為に必要な事業を行う。

## 第3章 会員

第5条（資格） 本会は次に掲げる者（以下会員という）で組織する。  
本会の会員はアマチュア無線に興味を有するもので構成する。  
家族会員とは、生計を同一とする世帯の者を言い会員と同等の資格を有する。  
本会の会員は志太ハムクラブ会則を遵守するものとする。

第6条（入会） 本会の入会及び退会は第7条による場合を除き書面をもって届けなければならない。（書式1号）

第7条（退会勧告）

下記事項に相当するものは、総会の決議をもって退会を勧告する事ができる。

本会則に違反し、又は本会の運営に著しく支障を及ぼした者。  
前年度会費を未納のもの。

第8条（会費） 本会の会員は会費として次に掲げるものを納入しなければならない。  
入会金 500円  
会費 一般 2000円 学生 1000円（年額）  
会費は7月末日までに支払う事。  
家族会員は無料とする。

## 第4章 役員および選任

第9条（役員） 本会には次の役員を置く。

代表	1名
事務局	2名
会計	1名
会計監査	1名

第10条（選任） 役員は総会において、代表は選挙、他は役員の推薦により選出する。

第11条（任期及び役務）

役員任期は2年とする。再任はこれを防げないが、代表については、連続3期（6年）までとする。  
代表は会を代表し、その会務を統括する。  
事務局役員は会の運営、事務処理、対外交渉、総会準備等にあたり、会務に当っては、代表に報告、承認等を得ること。  
会計監査役については、総会前に会計監査をして、報告書を作成しなければならない。

第12条（会議の種類）

会議に於いては、通常総会、臨時総会、役員会とする。

第13条（役員会）

役員会は必要に応じて代表が招集し、重要事項を協議する。

第14条（会合及びロールコール）

会合（ミーティング）は毎月1回行う事とし、日にちについては別途定めることとする。  
ロールコールについては毎週木曜日21時より行い周波数については別途定めることとする。

## 第5章 議決

第15条（議決）

会員は総会（臨時も含む）に於ける議決権をもつ。  
会員は、議決された案件に、従う義務を負う。  
総会（臨時も含む）においては会員の三分の一以上を持って成立とし議決についてはその二分の一以上をもって成立とする。

## 第6章 資産及び報告

第16条（資産） 本会の資産は次のとおりとする。

年会費、入会金、積立金、無線機及び周辺機器。  
寄付金、及び寄付物件  
その他収入  
本会の資産は事務局が管理する。

第17条（報告）

この会の会計年度は、毎年3月1日より翌年2月末日を持って終了する。  
代表は年度終了後、1カ月以内に総会を招集し、会務会計について報告しなければならない。

## 第7章 慶弔

第18条（慶弔）

会員の死亡時 香典 5,000円  
会員の病氣見舞い（10日間以上の入院）5,000円

不幸に上記該当の会員又は情報保持者は事務局までご一報ください。

## 第8章 附則

第19条 本会則は平成30年3月17日より実施する。

第20条 本会則に質疑を生じた場合は、役員会で考慮して総会で決定する。

昭和41年12月4日設立  
改定 昭和44年3月15日  
改定 昭和45年3月21日  
改定 昭和47年3月25日  
改定 昭和52年3月19日  
改定 昭和57年3月20日  
改定 平成16年9月18日  
改定 平成26年3月22日  
改定 平成30年3月17日